別表第二栃木県の項を次のように改める。

栃木県	アスカゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	サチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	スカイゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	とちのいぶき	麦茶の製造用以外のもの

別表第二島根県の項を次のように改める。

島根県	サチホゴールデン	麦茶の製造用

別表第二山口県の項を次のように改める。

山口県	アサカゴールド	麦茶の製造用以外のもの
	サチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの

別表第二福岡県の項を次のように改める。

福岡県	しゅんれい	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの
	はるか二条	麦茶の製造用以外のもの
	はるしずく	麦茶の製造用以外のもの
	はるみやび	麦茶の製造用以外のもの
	ほうしゅん	麦茶の製造用以外のもの

別表第二佐賀県の項を次のように改める。

佐賀県	煌二条	麦茶の製造用以外のもの
	サチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	白妙二条	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの

別表第二長崎県の項を次のように改める。

長崎県	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの
	はるか二条	麦茶の製造用以外のもの

別表第二大分県の項を次のように改める。

大分県	サチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの

別表第二宮崎県の項を次のように改める。

宮崎県	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの
	はるしずく	麦茶の製造用以外のもの

別表第三秋田県の項を削る。

別表第三福島県の項を次のように改める。

福島県	シュンライ	麦茶の製造用以外のもの
	べんけいむぎ	麦茶の製造用以外のもの

別表第三茨城県の項を次のように改める。

茨城県	カシマゴール	麦茶の製造用
	カシマムギ	麦茶の製造用
	マサカドムギ	麦茶の製造用

別表第三栃木県の項を次のように改める。

栃木県	シュンライ	麦茶の製造用以外のもの

別表第三神奈川県の項を次のように改める。

神奈川県	カシマゴール	麦茶の製造用
	カシマムギ	麦茶の製造用
	さやかぜ	麦茶の製造用

別表第三愛知県の項を次のように改める。

愛知県	カシマゴール	麦茶の製造用
	カシマムギ	麦茶の製造用
	さやかぜ	麦茶の製造用

別表第四佐賀県の項を次のように改める。

佐賀県	イチバンボシ	麦茶の製造用以外のもの
	ダイシモチ	麦茶の製造用以外のもの
	ユメサキボシ	麦茶の製造用以外のもの

附　則

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。